

平成 24 (2012) 年度 東北大学法科大学院入学試験

試験科目：公法（憲法）

事実を摘示してなされる表現が名誉毀損に当たる場合には、当該表現行為を行った者には、民法 709 条の不法行為責任が発生する。この点に関する以下の①～④の問いに答えよ。

① この問題状況において調整されるべき利害の対立状況を、憲法的観点から説明せよ（私人間効力論については触れなくてよい）。

② 上記の不法行為責任の成否を、判例はどのような判断枠組みによって判断しているかを説明せよ。

③ 前問②で答えた判例の判断枠組みがそのような内容になっている理由を、憲法的観点から説明せよ。

④ この問題状況における利害対立の調整を、判例のような判断枠組みで図るという手法について、憲法的観点から説明せよ。